

事業主の  
皆様へ

奨励金

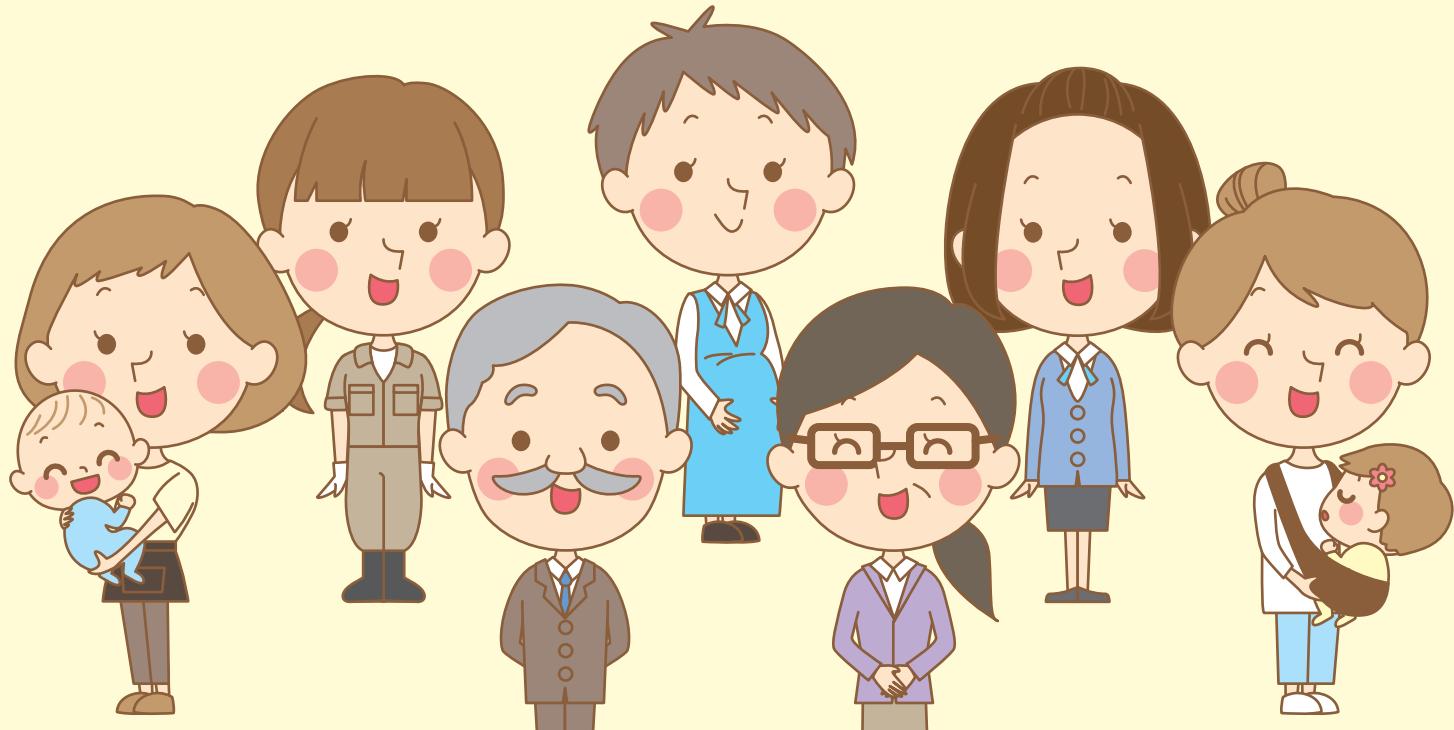
20万円

または10万円

# 出産後の復職への取り組みを応援します

平成29年4月から支給対象者を拡充しました

従業員が出産後職場に復職しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし継続雇用を促すため、中小・小規模事業者等の皆様に奨励金を支給します。



## 制度を利用しました!～事業主さんの声～

### (有)ドリームベーカー キッチンおかだ

自身も4人の母であり、子育て真っ最中。従業員には、正社員もパート従業員も関係なく安心して産休・育休を取ってもらい、復帰後は子育てしながら生き生きと働いてもらえる職場でありたいと思っています。

当社では従業員の妊娠・出産の際は育休代替スタッフを雇用・育成しているので、増員に係る諸経費などに奨励金制度を活用でき、とても助かっています。

1人でも多くの女性が安心して働け、貴重な人材が活躍し続けることができる職場が増えていってほしいと思います。



(有)ドリームベーカー  
キッチンおかだ(松江市)  
島貴有加取締役(右)  
島貴宏次店長(左)



職場復帰し、いきいきと働く安達菜緒さん(奥)と山根範子さん(手前)。仕事も子育ても一緒に頑張っています、と笑顔で話してくれました。

|          |   |
|----------|---|
| 対象事業者    | 島根県内に本社(または主たる事業所)がある <b>中小・小規模事業者等※</b><br>(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)   |
| 支給要件     | ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)<br>(例)サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。<br>・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること |
| 事業者への支給額 | ① 従業員が育児休業を3か月以上取得した場合 20万円／人<br>②①以外(育児休業3か月未満等)の場合 10万円／人   |
| 申請期間     | 従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間   |

### ※「中小・小規模事業者等」とは

資本金または労働者数のどちらかが、下記条件にあてはまる方です。

(資本金をもたない事業者(個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、労働組合、共同組合、協業組合、特例非営利活動法人など)は、常時雇用する労働者数のみで判断します。)

| 主たる事業       | 資本金       | 常時雇用する労働者の数 |
|-------------|-----------|-------------|
| 小売業(飲食店を含む) | 5,000万円以下 | または 50人以下   |
| サービス業       | 5,000万円以下 | または 100人以下  |
| 卸売業         | 1億円以下     | または 100人以下  |
| その他の業種      | 3億円以下     | または 300人以下  |

「主たる業種」の具体的な内容は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第402号)の業種区分によります。詳しくは島根県雇用政策課のホームページをご覧ください。

## 奨励金申請前のかんたん!チェックシート

Q1. 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか?

はい・いいえ → ×対象外です。

Q2. 「中小・小規模事業者等」ですか?

(※上記表にてご確認ください)

はい・いいえ → ×対象外です。

Q3. 産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を

職場復帰させ、3か月以上雇用していますか?

はい・いいえ → ×「復職後3か月以上継続して雇用していること」が条件です。

Q4. 復帰した従業員の勤務する事業所(本支店・営業所等)

は、島根県内にありますか?

はい・いいえ → ×「島根県内の事業所(本支店・営業所)であること」が条件です。

Q5. その事業所(本支店・営業所等)で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか?

はい・いいえ → ×「50人未満の事業所(本支店・営業所)であること」が条件です。

奨励金の支給申請をしましょう。

申請書書類は島根県雇用政策課のホームページからダウンロードしてください。

[島根県 職場復帰支援制度](#)

検索



申請期限は、支給要件に合致(対象となる従業員が職場復帰後3か月以上勤務)した日の翌日から起算して1年以内です。(例:職場復帰がH29.1.1の場合、申請可能期間はH29.4.1~H30.3.31です。)

なお、職場復帰が平成28年12月31日以前である場合は、経過措置の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先  
どなたでもお気軽に  
お問い合わせ下さい。

松江商工会議所 ☎0852-25-2556 または最寄りの商工会議所へ  
島根県商工会連合会 (本 所) ☎0852-21-0651  
(石見事務所) ☎0855-22-3590